



SG ニュース

発 財団
行 法人 **製品安全協会**

〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2
ミサワホーム 三ノ輪 2 階
電話 (03) 5808-3300 (代表)

「自動車用ウインドウォッシュ液」SG 基準改正

- はっ水型のウォッシュ液も SG マークの対象になります -

カー用品店などでは、自動車用ウインドウォッシュ液（以下「ウォッシュ液」といいます。）は大きく分けて「一般洗浄型」と「はっ水型」の 2 種類があります。しかし、現在 SG マーク制度の対象となるウォッシュ液は「一般洗浄型」のみであり、ウォッシュ液を購入しようとする消費者の皆様には混乱を招き、ご不便をおかけしておりました。

これを是正するため、財団法人製品安全協会（以下「協会」といいます。）では 2007 年 7 月から 2007 年 12 月にかけて学識経験者、製造・流通メーカー、消費者・使用者それぞれの代表に集まっていたいただき審議を重ねて、2008 年 4 月 7 日付でウォッシュの改正 SG 基準を制定致しました。改正した SG 基準は [コチラ](#) から参照可能ですが、主な改正箇所は次のとおりです。

凍結温度

現行基準では一律 - 25 における凍結性能を確認していますが、改正基準では容器などに表示された凍結温度（「表示凍結温度」といいます。）における凍結の有無を確認することとしました。これに伴い、SG マークが表示されるウォッシュ液には、すべて表示凍結温度の表示が必要となります。

はっ水性

「はっ水型」の追加に伴い、はっ水型のものはっ水性能を確認します。

警告表示及び使用上の注意事項

ウォッシュ液は混ぜ合わせによっては、白濁するなど視野不良となり大変危険な場合があります。改正基準では危険な混ぜ合わせに付いて使用者がよく理解できるよう警告表示を求めています。また、混ぜ合わせ以外にも大切な使用上の注意事項がありますので、丁寧に分かりやすい表現で注意を喚起できるよう記載を求めることとしました。

なお、新しい SG 基準による SG マーク表示の開始は、2008 年 8 月頃を目指して準備を進めております。詳細や不明な点は下記問い合わせ先までお尋ねください。

【本件に関するお問い合わせ】

財団法人製品安全協会

〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪

広報チーム 若井、業務グループ 松田

電話：03-5808-3301 (広報チーム)、03-5808-3302 (業務グループ)

FAX：03-5808-3305 E-Mail <mailto:mail@sg-mark.org>

「家庭用の圧力なべ及び圧力がま、住宅用金属製脚立」SG基準改正

改正基準は、「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」が[こちら](#)、「住宅用金属製脚立」が[こちら](#)です。

「手動車いす」SG基準改正

2008年3月14日付けで「CPSA 0078 手動車いすの認定基準及び基準確認方法」（以下、「手動車いすのSG基準」といいます。）が改正されました。改正の内容、今後の予定等についてお知らせいたします。

1. 「手動車いすのSG基準」とは

ここでいう「手動車いす」とは、次に示す標準形の車いすのことをいいます。なお、標準形とは、特別な座位保持具などが装備されていない一般的な形態のものをいいます。

- ・ 自走用標準形；乗車者が自身で操作するタイプであり、後輪に乗車者が漕ぐためのハンドリムを有するものです。
- ・ 介助用標準形；乗車者を乗せて、介助者が押して操作するタイプです。

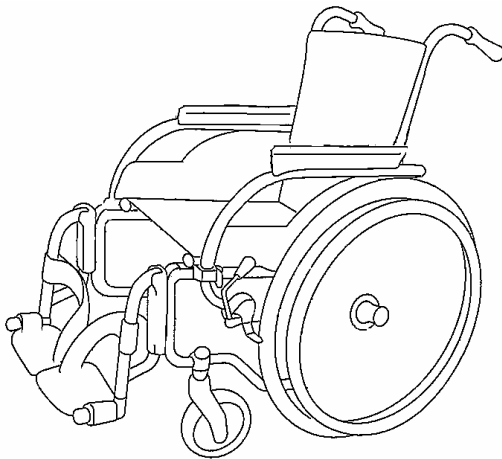


図1 自走用標準形

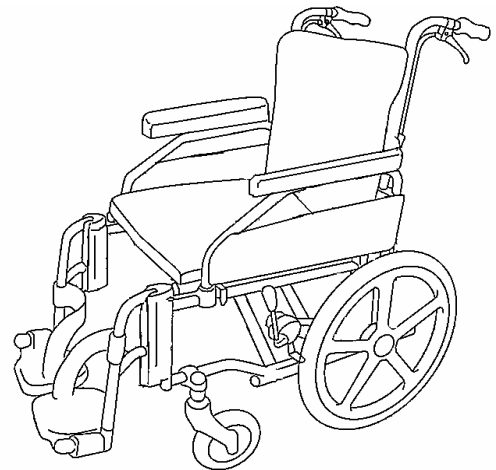


図2 介助用標準形

「手動車いすのSG基準」は、正式には「手動車いすの認定基準及び基準確認方法」をいし、SGマークを表示する場合に必要な検査項目が記載される安全基準です。このSG基準は、1989年（平成元年）に制定され、1998年（平成10年）に初回の改正がなされています。今回の改正は2回目の改正です。

車いすには、ISOといわれる国際標準規格（International Standard）があり、これに基づいて、工業標準化法による日本工業規格（JIS）が制定されています。手動車いすのJISがJIS T9201（手動車いす）です。手動車いすのSG基準は、JIS T9201と安全面で整合している基準となります。

2. 今回の改正について

今回の改正は、事故等の安全上の問題が発生したことによるものではありません。ISOやJIS T 9201が定期的に見直しされ、改正（バージョンアップ）されたことに対応した改正になります。

改正の審議は、(財)製品安全協会内に「福祉用具(手動車いす)専門部会(部会長;田中 理 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長)」を設置し、改正のための審議を2007年7月から11月にかけて実施して行われました。

とりまとめられた改正SG基準原案に対し、2007年11月から2008年1月にかけてWTO/TBT協定に基づく海外に対する意見受付手続きを実施し、その後上部諮問機関である製品安全協会安全管理委員会において最終諮問を経て、改正が承認され、今回の改正の公表となりました。

改正されたSG基準は、以下のURLで閲覧することができます。また、改正された内容は、後述に添付しております。

改正された手動車いすのSG基準の閲覧URL ; <http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0078-03.pdf>

3. 今後の予定について

現在、改正されたSG基準に基づく検査手続きを開始するための準備を行っております。本年(2008年)初夏には、改正基準に基づく検査手続きのスケジュールが公表できるかと考えております。決定次第、またこのようにリリース記事として公表させていただきます。

現時点では、本年(2008年)秋から改正基準による検査手続きを開始する予定です。ただし、改正されたSG基準では繰り返し落下試験やブレーキレバーの耐久試験などが追加されていますので、ロット認定及び登録工場に対する型式検査履行企業の皆様には半年前後の移行期間(猶予期間)を設ける予定です。

4. その他

SGマークを表示するための通常の検査手続きであるロット認定や工場登録・型式確認については、製品安全協会の以下のホームページアドレスをご参照下さい。

http://www.sg-mark.org/SEIDO/maker_index01.htm

また、本件についてのお問い合わせ並びに関連資料のご請求にあたっては、下記までお願いいたします。

【本件に対するお問い合わせ窓口】

(財)製品安全協会 業務グループ 第一分野担当

〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2

ミサワホームズ三ノ輪 2階

代表 Tel 03-5808-3300 Fax 03-5808-3305

E-mail mail@sg-mark.org

業務グループ Tel 03-5808-3302 Fax 03-5808-3305

E-mail operation@sg-mark.org

添付・手動車いすのSG基準の改正内容

2008年3月14日付で改正されました手動車いすのSG基準（正式には「手動車いすの認定基準及び基準確認方法」といいます。）の改正内容は、以下のとおりです。

なお、今回の改正は、対応するJIS T9201（手動車いす）が2006年に改正されたことに対応する内容となっております。

備考；この改正基準に基づく検査手続きの開始は、初夏を目処に公表いたします。現在のところ、本年（2008年）秋から開始する予定としております。

1．基本形式である「自走用標準形」及び「介助用標準形」の定義を、改正されたJIS T9201の定義を準用して改正しました。

「自走用」とは、後輪にハンドリムを装備した乗車者自身が操作する車いすであり、「介助用」とは乗車者を乗せて介助者が操作する車いすであり、この点は特に変更はありません。しかし、「標準形」についての記述が追加されました。「自走用」及び「介助用」共に、バックサポートの種類として固定式以外に着脱式や折りたたみ式が含まれること、特別な座位保持具付きのものは含まれないことが付記されました。

また、「自走用」の後輪の大きさは呼び18（直径が約476mm）以上、「介助用」の後輪の大きさは呼び12（直径が約310mm）以上と限定されました。

2．車いすの各部の名称を、改正されたJIS T9201に準じて改正しました。車いすのSG基準内で用いる用語が変更されたということです。このことに伴い、改正されたSG基準に対応した製品（SGマークが表示された製品）に添付される取扱説明書中では、この新しい用語表現が原則求められます。しかし、必須とはせず、「バックサポート（背もたれ）」のようにできるだけ平易な表現を用い、一般消費者がわかりやすい表現に努めていただくようSG基準中で規定を設けています。

改正された名称表現は、以下です。

旧SG基準（現行）	新SG基準（改正）
・バックレスト	バックサポート
・フットレスト	フットサポート
・レッグレスト	レッグサポート

3．強度試験が、改正されたJIS T9201に準じて追加、変更、削除されました。

具体的には、耐衝撃性試験が削除され、フットサポート上方耐荷重試験、フットサポート耐衝撃性試験、ハンドリム耐衝撃性試験、キャスト耐衝撃性試験、繰り返し落下試験及び駐車ブレーキ耐久試験が追加されました。また、ティッピングレバー耐荷重試験及びグリップ上方耐荷重試験の方法が一部変更されました。次ページの表を参照下さい。

なお、強度試験、耐衝撃性試験及び耐久性試験の試験後の異状状態の判定内容についてもJIS T9201に準じて改正されました。

表 改正された強度試験基準の概要

基準	基準の内容	改正内容
フットサポート上方耐荷重試験	ダミーを載せ、各々又は中央に上方へ 330,520 , 700, 880N 加え、外れ等ないこと。	追加
フットサポート耐衝撃性試験	ブレーキ無しで、10kg 振り子を計算式による角度で、前方及び側方から衝突させ、外れ等ないこと。	追加
ハンドリム耐衝撃性試験	ダミーを載せ、ブレーキ無しで、10kg振り子を前45度から2 回衝突させ、外れ等ないこと。	追加
ティッピングレバー耐荷重試験	ダミーを載せ、一方のレバー先端から25mm 位置に垂直に 890, 910, 1000, 1000N 加え、外れ等ないこと。	試験荷重が垂直に加わるよう、試験方法を修正
グリップ部(手押しハンドル) 上方耐荷重試験	ダミーを載せ、両グリップに計 330,520,700, 880Nで上方に引き上げ、外れ等ないこと。	試験荷重値の大きさのみ変更
耐衝撃(衝突)性		削除
キャスト耐衝撃性試験	ブレーキ無しで、10kg 振り子を計算式による角度で、前方から衝突させ、外れ等ないこと。	追加
落下試験	ダミーを載せ、50mm 高から6666 回自由落下させ、外れ等ないこと。	追加
駐管用ブレーキ耐久試験	操作を60000 回行い、外れ等ないこと。	追加

4. 販売店、レンタル事業者等向けの調整、修理及び保守のための情報提供事項を新たに追加しました。

製品安全協会では、使用者に適さない製品の選択や、適さない調整がなされた製品での事故を鑑み、棒状つえのSG基準改正時より、購入時に販売店で提供される購入上の情報提供について規定を設けるようにしています。この手動車いすのSG基準にあっても、同様の情報提供の規定を設けました。さらに、販売店、レンタル店等で必要となる使用者の体格等に合わせた調整及び修理、並びに保守方法についても、必要な情報が提供されるよう、規定を設けました。

詳細は、改正された手動車いすのSG基準が、以下のURLで閲覧できますので、合わせてご参照下さい。

<http://www.sg-mark.org/KIJUN/S0078-03.pdf>

2007年度SG新規登録工場一覧(3月末現在)

品目 番号	品目名	登録日	工場 番号	企業名
003	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	2007/08/08	0053	ZHEJIANG SUPOR CO., LTD.
004	乗車用ヘルメット	2007/10/05	0027	上海和汇安全用品有限公司
010	幼児用鉄棒	2008/03/17	0003	(株)福島発條製作所
012	ショッピングカート	2007/08/15	0003	幸和(香港)有限公司
018	金属製バット	2007/11/02	0033	中山榮南機械工業有限公司
075	自転車用空気ポンプ	2007/11/12	0007	泰碼工業股份有限公司
076	バドミントンラケット	2007/08/15	0030	LIE YUN SPORTS EQUIPMENT CO., LTD.
076	バドミントンラケット	2007/09/19	0031	宙冠運動器材廠
077	手動車いす	2007/10/05	0017	FOSHAN DONGFANG MEDICAL EQUIPMENTMANUFACTORY(LTD.)
080	野球・ソフト用捕手ヘルメット	2007/10/26	0003	PROTECH (XIAMEN) SPORTS CO.,LTD.
088	繊維強化プラスチック製バット	2007/10/29	0009	毅徳複合材料有限公司
097	ゴルフクラブ用シャフト	2008/03/31	0067	FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG Inc.
098	ゴルフクラブ	2007/08/31	0080	トーアプロダクツ株式会社
112	竹刀	2007/10/29	0001	蘇州宏達竹剣有限公司
116	歩行車	2007/08/15	0002	幸和(香港)有限公司
121	クッキングヒータ用調理器具	2007/06/20	0024	CRISTEL S.A.S.
121	クッキングヒータ用調理器具	2007/07/06	0025	JIANGYIN NAAI MECHANICAL ELECTRICAL CO., LTD
121	クッキングヒータ用調理器具	2007/08/28	0026	ANOTECH INTERNATIONAL PRC LTD.
121	クッキングヒータ用調理器具	2007/08/27	0027	株式会社彰甫
129	野球及びソフトボール用胸部保護パッド	2007/10/26	0001	PROTECH (XIAMEN) SPORTS CO.,LTD.

SG製品事故の届出状況(2008年3月)

品目	件数	主な申出内容
携帯用簡易ガスライター	1	・ズボンのポケットからライターを出し、しけもくに点火しようとしたところ、大きな炎が出てあごひげ及び口ひげを焼損した。
ゆたんぼ	2	・ゆたんぼの栓を軽く閉めたままIHコンロで加熱中、お湯が噴きこぼれてきたため栓を開けたところ、お湯がふき出し右腕等にやけどを負った。 ・水道水をやかんで沸騰させ、コンロの火を消して20～30分後ゆたんぼに入れ、カバーをして布団に入れ就寝したところ、左足すねに低温やけどを負った。
合計	3	

数:被害者からSGマーク表示製品の欠陥による人身被害が生じたとして「事故発生届」が提出された件数。

SGニュースへの掲載記事の募集

今後、「SGニュース」への記事掲載のご希望がありましたら、内容吟味のうえ、支障のない範囲で掲載させていただきます。ここで言う〔支障のない範囲〕とは、当協会は公益法人であることから、例えば、特定企業の宣伝になるようなものではない旨を意味します。

ご希望の方は、mailto:sg-news@sg-mark.orgにて、『SGニュースへの記事掲載を希望』とご記入のうえ、ご氏名、所属先、連絡先及び記事要旨をお書き添えいただくことにより、お申し込みください。こちらから連絡のうえ、内容についてお打合せさせていただきたいと存じます。

SGニュースのメルマガ配信

メルマガ配信をご希望の方は、mailto:sg-news@sg-mark.orgにて、『SGニュースのメルマガ配信を希望』とご記入のうえ、ご氏名、所属先もお書き添えいただくことにより、お申し込みください。また、「SGニュース」のメルマガ配信停止をご希望の方は、前述の配信申込と同じ方法で『SGニュースのメルマガ配信停止を希望』とご記入のうえ、ご連絡ください。なお、「SGニュース」は、当協会ホームページ<http://www.sg-mark.org>でも引き続き公開いたします。

消費生活用製品の安全性に関するご相談は当協会まで。 発行人 若井 博雄 【URL】<http://www.sg-mark.org>
